

第四十九条（見出しを含む。）中「学生・留学生課」を「学生支援課」に改め、同条第二号中「学生」の下に「外国人留学生を除く。」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 独立行政法人日本学生支援機構の組織及び運営一般に関する事。

第四十九条第四号を削り、同条を第四十八条とし、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第五十条 第四十三条第一項の参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国人留學生の厚生及び補導に関する事。
  - 二 外国人留學生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留學生の派遣に関する事。
  - 三 政府開発援助のうち外国人留學生に係る技術協力に関する事（外交政策に係るものを除く。）。
  - 四 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 第五十三条中「参事官」を「第四十三条第二項の参事官」に改める。
- 附則第八項の見出し中「学生・留学生課」を「学生支援課」に改め、同項中「学生・留学生課」を「学生支援課」に、「第四十九条各号」を「第四十八条各号」に改める。

附則

1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（大学設置・学校法人審議会令の一部改正）

2 大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「高等教育企画課」を「大学教育・入試課」に改める。

文部科学大臣 永岡 桂子  
内閣総理大臣 岸田 文雄

不動産登記令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十五号

不動産登記令等の一部を改正する政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二十六条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九条、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十四条第一項及び農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産登記令の一部改正）

第一条 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 法第六十九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合

別表の二十六の項添付情報欄口中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄八中「第七十条第三項前段」を「第七十条第四項前段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄二の申請をすべき者」に改め、同欄中りを又とし、子をりとし、同欄ト中「へ」を「ト」に改め、同欄トを同欄チとし、同欄へを同欄トとし、同欄ホ中「二」を「ホ」に改め、同欄ホを同欄へとし、同欄二の次に次のように加える。

ホ 法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

（建設機械登記令の一部改正）

第二条 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「何人も」の下に「正当な理由があるときは」を、「対し」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、「利害関係がある部分に限り」を削り、「もの」の下に「。次項において同じ。」の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

第十六条第一項中「又は裏書人」を「及び裏書人」に、「第二項及び第三項（先取特権又は質権）を「第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記）」に、「第百五十一条から」を「第百五十二条から」に、「第三項（第四号を除く。）」を「第三項第二号から第四号まで」に、「第百五十一条第二項」を「第百五十二条第二項」に改める。

別表の五の項添付情報欄口中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄八中「第七十条第三項前段」を「第七十条第四項前段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄二中「第七十条第三項後段」を「第七十条第四項後段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄トを同欄トとし、同欄へを同欄トとし、同欄ホ中「二」を「ホ」に改め、同欄ホを同欄へとし、同欄二の次に次のように加える。

ホ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

- (1) 被担保債権の弁済期を証する情報
- (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報
- (3) 法第七十条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報

別表の三十の項添付情報欄口中を八とし、イの次に次のように加える。

口 法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によつて所有権を取得したことを証する情報

別表の八の項添付情報欄口中を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によつて所有権を取得したことを証する情報